

# 宇宙基本法（骨子）

## 宇宙開発利用に関する基本理念

- **宇宙の平和的利用**  
*宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする*
- **国民生活の向上等**  
*国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保、我が国の安全保障に資する宇宙開発利用の推進*
- **産業の振興**  
*宇宙開発利用の積極的かつ計画的な推進、研究開発の成果の円滑な企業化等による我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化*
- **人類社会の発展**  
*人類の宇宙への夢の実現や人類社会の発展に資する宇宙開発利用の推進*
- **国際協力等の推進**  
*国際社会における役割を積極的に果たし、我が国の利益の増進に資する宇宙開発利用の推進*
- **環境への配慮**

## 宇宙開発利用の司令塔

- **宇宙開発戦略本部の設置による宇宙開発利用に関する施策の総合的・計画的な推進**  
*内閣に設置（内閣総理大臣が本部長、内閣官房長官と宇宙開発担当大臣が副本部長、その他の全ての国務大臣が本部員）*
- **宇宙基本計画の作成**

## 基本的施策

- 国民生活の向上等に資する人工衛星の利用
- 国際社会の平和・安全の確保、我が国の安全保障に資する宇宙開発利用の推進
- 人工衛星等の自立的な打上げ等
- 民間事業者による宇宙開発利用の促進
- 宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上
- 宇宙の探査等の先端的な宇宙開発利用、宇宙科学に関する学術研究等の推進
- 宇宙開発利用の分野における国際協力の推進等
- 環境と調和した宇宙開発利用の推進及び宇宙の環境保全のための国際的な連携の確保
- 宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上
- 宇宙開発利用に関する教育・学習の振興等
- 宇宙開発利用に関する情報の管理

## 体制の見直しに係る検討等

- 宇宙活動に関する法制の整備
- 宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等（施行後1年を目途）
- 宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の在り方等の見直し（施行後1年を目途）
- 宇宙開発利用に関する施策の総合的・一体的な推進のための行政組織の在り方等の検討